

第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBi0) 運営維持管理事業

入札説明書等に対する質問への回答

修正対応表

令和 4 年 7 月 31 日

資料名	頁	項目	修正前	修正後
要求水準書に関する質問への回答	P7	50 吊り天井落下防止対策工事実施設計図 新設立ち上がり壁	<u>耐湿 DR は吉野石膏 ソーラトン不燃軒天 (耐湿) 同等品を想定しています。 設計仕様の通りとしてください。</u>	<u>構いません。</u>
基本協定書 (案) に関する質問への回答	P9	6 基本協定書 (案) 賠償金	<u>基本協定書第 13 条を削除するとともに、違約金の額について、事業契約書第 81 条第 1 項により対応するよう修正します。 具体的には、改修後施設等に係る改修費の総額の 10/100 または、解除の日が属する事業年度の運営・維持管理業務及び修繕・更新サービス購入料の総額の 10/100 となります。</u>	<u>基本協定書 (案) 第 13 条及び事業契約書第 82 条の記載を修正し、違約金が二重払いとならないよう修正いたしました。</u>
事業契約書 (案) に関する質問への回答	P10	8 事業契約書 (案) サービス購入料の支払い方法	<u>検討し、後日回答を公表いたします。</u>	<u>工事前金の支払いを可能とするように修正いたしました。</u>
様式集に関する質問への回答	P12	第 1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	国税は、納税証明書その 3 の 3 による提出で問題ありません。 法人事業税は、参加申込みを行う本社または支社が所在する自治体の証明書を提出ください。	国税は、納税証明書その 3 の 3 による提出で問題ありません。 法人市民税は、参加申込みを行う本社または支社が所在する自治体の証明書を提出ください。
入札説明書	P5	①改修費相当のサービス購入料	市は、事業者が実施する改修業務の対価は、事業契約に予め定めるとおり、改修費相当のサービス購入料として、起債相当額を、改修工事期間中の各年度末の翌月に支払い、残額を改修工事完了後の運営・維持管理期間にわたって SPC に支払う。	市は、事業者が実施する改修業務の対価は、事業契約に予め定めるとおり、改修費相当のサービス購入料として、起債相当額を、改修工事期間中の各年度における出来高に応じて支払い、起債相当額を除く残額を改修工事完了後の運営・維持管理期間にわたって SPC に支払う。
入札説明書	P17	(4) 参加資格の確認	…入札参加者の構成員が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失	…入札参加者の構成員及び協力企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入

			格とする。	札参加者は失格とする。
要求水準書	P14	3 実施体制 3) 設計業務担当者	事業者は、以下を含む担当者を配置し、設計業務開始前までに実施体制図を市へ届け出ること。	事業者は、以下を含む担当者を配置し、設計業務開始前までに実施体制図を市へ届け出ること。 <u>なお、電気設備設計主任技術者及び機械設備設計主任技術者はそれぞれ独立して配置し、他の主任技術者との兼務は不可とする。</u>
要求水準書	P14	3 実施体制 5) 工事監理業務担当者	事業者は、以下を含む担当者を配置し、市へ届け出ること。	事業者は、以下を含む担当者を配置し、市へ届け出ること。 <u>なお、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者はそれぞれ独立して配置し、他の主任技術者との兼務は不可とする。</u>
要求水準書	P15	2 蛍光灯など全灯具の省エネ改修 2) 要求水準	②器具の選定は、既存照明器具の竣工時の機能以上とし、かつ、国際水泳連盟（以下、「FINA」という。）による artistic swimming の要求である、水面から1mの高さで1500lx以上の照度を確保し、審判員席やスタート台がグレアによる影響を受けないようにすること。 <u>（以降を追加）</u>	②器具の選定は、既存照明器具の竣工時の機能以上とし、かつ、国際水泳連盟（以下、「FINA」という。）による artistic swimming の要求である、水面から1mの高さで1500lx以上の照度を確保し、審判員席やスタート台がグレアによる影響を受けないようにすること。 <u>竣工時の設計照度は水面から1mの高さで2500lx以上であり、この照度はテレビなど映像撮影を行う際に必要なものである。その為、必要に応じて満足させるよう仮設対応も可とする。</u>
要求水準書	P17	1 1 清掃工場余熱利用の蒸気受入計量器と区分弁、及び電力高圧キャビネットの設置 2) 要求水準	計量器は、以下の仕様を満たすものとし、 <u>機械室内、減温器の一次側に、</u> メンテナンス弁と共に設置すること。	計量器は、以下の仕様を満たすものとし、 <u>取り合い点に、</u> メンテナンス弁と共に設置すること。
要求水準書	P17	1 1 清掃工場余熱利用の蒸気受入計量器と区分弁、及び電力高圧キャビネットの設置 2) 要求水準	なお、区分弁、高圧キャビネットは水泳場側の責任区分とし、確実な動作を担保する定期的な保守を行うこと。	なお、区分弁、高圧キャビネットは水泳場側の責任区分とし、確実な動作を担保する定期的な保守を行うこと。 <u>また、蒸気区分弁は機能や操作性及び安全性に問題がないようにすること。</u>
要求水準書	P18	1 2 機能低下の回復を目的とした改修 2) 要求水準 (空調換気設備)	③プレート式熱交換器(HEX-1, 2, 3)の <u>伝熱管</u> 交換。	③プレート式熱交換器(HEX-1, 2, 3)の <u>ガスケット付プレート一式</u> の交換。
要求水準書	P18	1 2 機能低下の回復を目的とした改修 2) 要求水準	④各種ポンプ類（冷温水、冷却水、オイル、ボイラ補給水）の軸受交換、 <u>モーターコイル洗淨</u>	④各種ポンプ類（冷温水、冷却水、オイル、ボイラ補給水）の軸受交換、 <u>パッキンやメカニカルシール</u> などのうち交換が必要と考えられる部品交換

		(空調換気設備)		
要求水準書	P18	1 2 機能低下の回復を目的とした改修 2) 要求水準 (衛生設備)	④全ろ過設備に伴含まれる、滅菌装置(電解次亜塩素生成装置)の既存メーカー製造中止に伴う、代替の滅菌装置への更新。なお、西部清掃工場では令和11年以降工業塩が精製されなくなる可能性がある。 <u>(以降を追加)</u>	④全ろ過設備に伴含まれる、滅菌装置(電解次亜塩素生成装置)の既存メーカー製造中止に伴う、代替の滅菌装置への更新。なお、西部清掃工場では令和11年以降工業塩が精製されなくなる可能性がある。 <u>代替装置を選定する際は、プールの水質が適切な塩素濃度を保つことが可能な装置であることを示すこと。</u>
要求水準書	P18	1 2 機能低下の回復を目的とした改修 2) 要求水準 (衛生設備)	⑤貯湯式電気温水器壁掛型における、 <u>タイマ及びサーモ、ボールタップの交換。</u>	⑤貯湯式電気温水器壁掛型における、 <u>W センサ及びサーモ、ボールタップの交換。</u>
基本協定書 (案)	P4	第4条 2	(事業者の設立) 第4条 2…(略)… (7) 構成員は、事業者が債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、 <u>連帯して事業者への追加出資又は融資を行うこと。また、その他発注者が適切と認める支援措置を講ずること。</u> なお、構成員が行う追加出資又は融資の上限額は、 [金]円(事業者提案)とする。	(事業者の設立) 第4条 2…(略)… (7) 構成員は、事業者が債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、 <u>連帯して事業者への追加出資、融資その他発注者が適切と認める支援措置を講ずること。</u> なお、構成員が行う追加出資、融資その他の必要な支援措置の上限額は、 [金]円(事業者提案)とする。
基本協定書 (案)	P5	第7条	(構成員等の連帯責任及び代表企業の義務) 第7条 3 設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が前項に基づき市に対して負担する全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任(履行保証責任を含む。)を負い、施工企業、工事監理企業、修繕・更新企業、維持管理企業又は運営企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。	(構成員等の連帯責任及び代表企業の義務) 第7条 3 設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が前項に基づき市に対して負担する全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任(履行保証責任を含む。)を負い、施工企業、工事監理企業、修繕・更新企業、維持管理企業又は運営企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。 <u>ただし、市が支障が生じるおそれがないと認める場合は、この限りではない。</u>
基本協定書 (案)	P5	第8条 5	(事業契約) 第8条 5…(略)… (1) 構成員等のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年(1947年)	(事業契約) 第8条 5…(略)… (1) 構成員等のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54

			<p>法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 61 条に基づき排除措置命令を受け、当該排除措置命令を受けた構成員等が行政事件訴訟法 (昭和 37 年 (1962 年) 法律第 139 号) 第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、当該排除措置命令を受けた構成員等が同法第 14 条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。</p> <p>(2) 構成員等のいずれかが、独占禁止法第 62 条により課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令を受けた構成員等が行政事件訴訟法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、当該課徴金納付命令を受けた構成員等が同法第 14 条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。</p> <p>(3) 構成員等のいずれかの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、刑法 (明治 40 年 (1907 年) 法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき、又は、構成員等のいずれか、それらの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、独占禁止法第 89 条若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。</p>	<p>号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条の規定に違反し、又は事業者が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成員等に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。) の規定に基づく課徴金の納付命令 (以下「納付命令」という。) を行い、当該納付命令が確定したとき (確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)</p> <p>(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が構成員等又は事業者に対して行われたときは、構成員等又は事業者に対する命令で確定したものをいい、構成員等又は事業者に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>(3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等又は事業者が独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間 (これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札 (見積書の提出を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>(4) この契約に関し、構成員等 (法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。</p>
基本協定書 (案)	P6	第 8 条	<p>(事業契約) 第 8 条 6 市は、構成員等のいずれか又はそれらの役員等が次の各号に該当するときは、本協定を解除するこ</p>	<p>(事業契約) 第 8 条 6 市は、構成員等のいずれか又はそれらの役員等が次の各号に該当するときは、本協定を解除するこ</p>

			と、若しくは事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。ただし、かかる場合であっても、 <u>市は、やむを得ないと認めた場合は、代表企業を除く構成員等の変更又は追加を認めた上で、本協定を解除せずに存続させ、及び事業契約を締結することができる、また、既に仮契約を締結している場合であっても代表企業を除く構成員等の変更又は追加を認めた上で解除せずに存続させることができる。</u>	と、若しくは事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。 <u>(以降を削除)</u>
基本協定書 (案)	P8	第 13 条	<p>(賠償金)</p> <p>第 13 条 構成員等は、事業契約締結後において、本入札手続に関し、第 8 条第 5 項及び第 9 条第 6 項のいずれかの事由が生じたときは、市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、連帯して、<u>落札価格の 100 分の 10 に相当する金額に、事業契約上の業務の対価の支払が完了した日（事業契約上の業務の対価を分割して支払う場合において、その全部の支払が完了していないときは、当該構成員等が第 8 条第 5 項及び第 9 条第 6 項のいずれかに該当した日の直前の支払日）を起算日とする事業契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年（1949 年）法律第 256 号）に規定する財務大臣が指定する率により計算した遅延損害金を加算した額の賠償金を市に支払う。</u></p> <p>2 前項の場合において、市が被った損害の額が前項の賠償金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について落札者に損害賠償請求を行うことができる。</p>	<p>(賠償金)</p> <p>第 13 条 構成員等は、事業契約締結後において、本入札手続に関し、第 8 条第 5 項各号又は第 9 条第 6 項各号のいずれかの事由に該当することが判明したときは、市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、連帯して、<u>次の各号に定める額に、事業契約上の業務の対価の支払が完了した日（事業契約上の業務の対価を分割して支払う場合において、その全部の支払が完了していないときは、当該構成員等が第 8 条第 5 項各号及び第 9 条第 6 項各号のいずれかに該当した日の直前の支払日）を起算日とする事業契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年（1949 年）法律第 256 号）に規定する財務大臣が指定する率により計算した遅延損害金を加算した額の賠償金を市に支払う。</u></p> <p>(1) <u>改修後施設等引渡し前に判明した場合</u> <u>改修後施設等に係る改修費の総額（ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。）の 100 分の 10 に相当する額</u></p> <p>(2) <u>改修後施設等引渡し後に判明した場合</u> <u>該当が判明した日が属する事業年度の運営・維持管理業務費及び事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務費相当のサービス購入料の総額（ただし、これに対する消費税を含む。）の 100 分の 10 に相当する額</u></p> <p>2 前項の場合において、市が被った損害の額が前項の賠償金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について構成員等に損害賠償請求を行うことができる。</p> <p>3 <u>事業者が事業契約第 82 条に定める違約金等を市に支払ったときは、支払い済みの当該違約金等相当</u></p>

				額について、当該違約金等を市に支払った日において、前2項に基づき構成員等が市に支払うべき損害賠償金の支払いがなされたものとみなす。
事業契約書 (案)	P9	第23条	第23条(改修期間中の第三者の使用) 6 事業者は、施工企業等を使用する場合、 <u>当該施工企業等</u> をして、市に対し本事業契約に基づく <u>契約不適合の修補、追完及び損害の賠償</u> をなすことについて保証させるべく、大要別紙9の様式に定める保証書を施工企業から徴求し、市に差し入れるものとする。	第23条(改修期間中の第三者の使用) 6 事業者は、施工企業等を使用する場合、 <u>施工企業</u> をして、市に対し本事業契約に基づく <u>契約不適合の修補、追完及び損害の賠償</u> をなすことについて保証させるべく、大要別紙9の様式に定める保証書を <u>当該施工企業</u> から徴求し、市に差し入れるものとする。
事業契約書 (案)	P22	第51条	第51条(余剰スペース活用業務) 2 事業者は余剰スペース活用業務を行うにあたり、余剰スペース活用業務の全部又は大部分を <u>構成員</u> 又は協力企業に委託し又は請け負わせることができる。また、事業者から余剰スペース活用業務の委託を受け又は請け負った構成員企業又は協力企業は、余剰スペース活用業務を第三者(以下「余剰スペース活用業務事業者」という。)へ委託し又は請け負わせることができる。ただし、構成企業、協力企業、余剰スペース活用業務事業者は、第46条に定める利用料金を自ら収受することはできない。	第51条(余剰スペース活用業務) 2 事業者は余剰スペース活用業務を行うにあたり、余剰スペース活用業務の全部又は大部分を <u>構成企業</u> 又は協力企業に委託し又は請け負わせることができる。また、事業者から余剰スペース活用業務の委託を受け又は請け負った構成員企業又は協力企業は、余剰スペース活用業務を第三者(以下「余剰スペース活用業務事業者」という。)へ委託し又は請け負わせることができる。ただし、構成企業、協力企業、余剰スペース活用業務事業者は、第46条に定める利用料金を自ら収受することはできない。
事業契約書 (案)	P31	第72条	(追加)	第72条(改修費相当のサービス購入料(一括支払分)の前金払及び中間前金払) 1 事業者は、保証事業会社との間で設計図書の提出期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号、以下「前払金保証事業法」という。)第2条第5項に規定する保証契約を締結してその保証証書を市に寄託することで、改修費相当のサービス購入料(一括支払分)のうち設計業務に対応する金額の10分の3以内の額の前金払を市に請求することができる。但し、改修費相当のサービス購入料(一括支払分)のうち設計業務に対応する金額が300万円未満の場合はこの限りでない。 2 事業者は、保証事業会社との間で引渡予定日を保証期限とする前払金保証事業法第2条第5項に規定する保証契約を締結してその保証証書を市に寄託することで、改修費相当のサービス購入料(一括支払分)のうち施工業務に対応する金額(以下、本項において「施工業務費(一括支払分)」

				<p>という。)の10分の4以内の額の前金払を市に請求することができる。但し、改修費相当のサービス購入料(一括支払分)のうち施工業務に対応する金額が300万円未満の場合はこの限りでない。</p> <p>3 事業者は、前項の規定による前払金の支払いを受けた場合、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結してその保証証書を市に寄託することで、施工業務費(一括支払分)の金額の10分の2以内の額の中間前金払を市に請求することができる。</p> <p>4 事業者は、前3項に定める保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、市が認める措置を講ずることができるものとする。</p> <p>5 市は、第1項乃至第3項の規定による請求があったときは、事業者に対して、請求を受けた日から14日以内に前払金又は中間前払金の支払いを行わなければならない。</p> <p>6 前払金又は中間前払金については、本条に定めるほか、浜松市建設工事関連業務委託契約約款、浜松市建設工事請負契約約款、浜松市公共工事等の前金払等実施要領及び浜松市建設工事の中間前払金払いに関する取扱要領に準じて取り扱うものとする。</p>
事業契約書 (案)	P33	第74条	<p><u>第73条</u> (改修後施設等引渡し前の事業者の債務不履行等による解除)</p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当するとき。</u> …(略)… <u>ク</u> いずれかの構成企業及び協力企業が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(オに該当する場合を除く。)に、市が代表企業を介して当該構成企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業がこれに従わなかったとき。</p>	<p><u>第74条</u> (改修後施設等引渡し前の事業者の債務不履行等による解除)</p> <p>(6) <u>事業者、構成企業又は協力企業(以下「構成企業又は協力企業」を「構成企業等」という。)が次のいずれかに該当するとき。</u> …(略)…</p> <p>(7) <u>構成企業等が、前号アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(オに該当する場合を除く。)に、市が代表企業を介して当該構成企業等に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業等がこれに従わなかったとき。</u></p> <p>(8) <u>構成企業等が、本事業の入札手続について次のいずれかに該当したとき。</u> <u>ア</u> <u>構成企業等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は事業者が独占禁止</u></p>

				<p>法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業等に対し、<u>独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。</u></p> <p>イ <u>納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業等又は事業者に対して行われたときは、構成企業等又は事業者に対する命令で確定したものをいい、構成企業等又は事業者に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、<u>独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</u></u></p> <p>ウ <u>納付命令又は排除措置命令により、構成企業等又は事業者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</u></p> <p>エ <u>この契約に関し、構成企業等（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</u></p>
事業契約書	P36	第77条	第76条（改修後施設等引渡し以後の事業者の債務	第77条（改修後施設等引渡し以後の事業者の債務

<p>(案)</p>			<p>不履行等による解除) 1 … (略) … (11) <u>次のいずれかに該当するとき。</u> … (略) … ク <u>いずれかの構成企業及び協力企業が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市が代表企業を介して当該構成企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業がこれに従わなかったとき。</u></p>	<p>不履行等による解除) 1 … (略) … (11) <u>事業者又は構成企業等が次のいずれかに該当するとき。</u> … (略) … (12) <u>構成企業等が、前号アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市が代表企業を介して当該構成企業等に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業等がこれに従わなかったとき。</u> (13) <u>構成企業等が、本事業の入札手続について次のいずれかに該当したとき。</u> <u>ア 構成企業等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は事業者が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業等に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。</u> <u>イ 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業等又は事業者に対して行われたときは、構成企業等又は事業者に対する命令で確定したものをいい、構成企業等又は事業者に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</u> <u>ウ 納付命令又は排除措置命令により、構成企業等又は事業者が独占禁止法第 3 条又</u></p>
------------	--	--	---	---

				<p>は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>エ この契約に関し、構成企業等（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p>
事業契約書 (案)	P39	第82条	<p><u>第81条（違約金等）</u> 1 第73条各号の規定により本事業契約が解除された場合又は第76条第2項第1号の規定により事業者の指定が取り消された場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払わなければならない。</p> <p>(1) <u>改修後施設等の引渡前に解除された場合</u> 改修後施設等にかかる改修費の総額（ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。）の100分の10に相当する額</p> <p>(2) <u>改修後施設等の引渡以後に指定が取り消された場合</u> 解除の日が属する事業年度の運営・維持管理業務費及び事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務費相当のサービス購入料の総額（ただし、これに対する消費税を含む。）の100分の10に相当する額</p> <p>2 前項第1号の場合において、第95条第2項第1号の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領した場合、これをもって違約金に充当することができる。</p>	<p><u>第82条（違約金等）</u> 1 第74条の規定により本事業契約が解除された場合、又は第77条第2項第1号の規定により事業者の指定が取り消された場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払わなければならない。</p> <p>(1) <u>第74条の規定により本事業契約が解除された場合</u> 改修後施設等にかかる改修費の総額（ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。）の100分の10に相当する額</p> <p>(2) <u>第77条第2項第1号の規定により事業者の指定が取り消された場合</u> 解除の日が属する事業年度の運営・維持管理業務費及び事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務費相当のサービス購入料の総額（ただし、これに対する消費税を含む。）の100分の10に相当する額</p> <p>2 前項第1号の場合において、第96条第3項第1号の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領した場合、これをも</p>

			<p>3 事業者は、第 73 条の規定により本事業契約が解除された場合又は第 76 条第 2 項第 1 号の規定により事業者の指定が取り消された場合、これに起因して市が被った損害額が本条第 1 項の違約金額を上回るときは、その差額を市の請求に基づき支払わなければならない。</p> <p>4 第 74 条第 1 項、第 74 条第 3 項又は第 77 条第 1 項の規定の規定により本事業契約が解除又は指定管理者の指定が取り消された場合、市は、かかる解除又は取り消しにより事業者が被った損害額を、事業者に対して支払わなければならない。</p>	<p>って違約金に充当することができる。</p> <p>3 事業者は、第 74 条の規定により本事業契約が解除された場合又は第 77 条第 2 項第 1 号の規定により事業者の指定が取り消された場合、これに起因して市が被った損害額が本条第 1 項の違約金額を上回るときは、その差額を市の請求に基づき支払わなければならない。</p> <p>4 第 75 条第 1 項、第 75 条第 3 項又は第 78 条第 1 項の規定の規定により本事業契約が解除又は指定管理者の指定が取り消された場合、市は、かかる解除又は取り消しにより事業者が被った損害額を、事業者に対して支払わなければならない。</p> <p>5 <u>第 74 条第 6 号乃至同条第 8 号のいずれかに該当した場合であって本事業契約が解除されない場合、又は、第 77 条第 1 項第 11 号乃至第 13 号までのいずれかに該当した場合であって事業者の指定が取り消されない場合、事業者は、自ら又は構成企業等をして、次の各号に定める額を違約金として市の指定する期限までに支払わせなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第 74 条第 6 号乃至同条第 8 号のいずれかに該当した場合</u> 改修後施設等にかかる改修費の総額（ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。）の 100 分の 10 に相当する額</p> <p>(2) <u>第 77 条第 1 項第 11 号乃至第 13 号までのいずれかに該当した場合</u> 該当が判明した日が属する事業年度の運営・維持管理業務費及び事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務費相当のサービス購入料の総額（ただし、これに対する消費税を含む。）の 100 分の 10 に相当する額</p> <p>6 <u>構成企業等が基本協定書第 13 条で定める賠償金を市に支払ったときは、当該支払い済みの賠償金相当額からこれにかかる遅延損害金相当を控除した後の残額相当については、本条第 1 項に基づき事業者が市に支払うべき違約金又は前項の規定により事業者が市に支払うべき違約金の支払いがなされたものとみなす。</u></p>
事業契約書 (案)	P49	第 112 条	第 111 条 (解釈) … (略) …	第 112 条 (解釈) … (略) …

			<p>2 要求水準書等の間に齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札書、本件入札に対する質問回答集、入札説明書、要求水準書、提案書類の順にその適用及び解釈が優先し、本事業契約、基本協定書、入札説明書、本件入札に対する質問回答集、要求水準書、提案書類の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先する。ただし、提案書類が要求水準書等に示された水準よりも厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案書類が最も優先する。</p>	<p>2 要求水準書等の間に齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、本件入札に対する質問回答集、入札説明書、要求水準書、提案書類の順にその適用及び解釈が優先し、本事業契約、基本協定書、本件入札に対する質問回答集、入札説明書、要求水準書、提案書類の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先する。ただし、提案書類が要求水準書等に示された水準よりも厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案書類が最も優先する。</p>
事業契約書 (案)	P55	別紙3	<p>別紙3 事業者が加入する保険等 … (略) …</p> <p>1. 建設期間中の保険</p> <p>(1) 建設工事保険</p> <p>保険契約者 : 保険の対象 : 保険期間 : 保険金額 (補償額) : 補償する損害 : 免責金額 : 特約 :</p> <p>(2) 第三者賠償責任保険</p> <p>保険契約者 : 保険期間 : 保険金額 (補償額) : 補償する損害 : 免責金額 : 特約 :</p> <p>… (略) …</p> <p>2 運営・維持管理期間中の保険</p> <p>(1) 運営・維持管理業務を対象とした第三者賠償責任保険</p> <p>保険契約者 : 保険期間 : 保険金額 (補償額) : 補償する損害 : 免責金額 :</p>	<p>別紙3 事業者が加入する保険等 … (略) …</p> <p>1. 建設期間中の保険</p> <p>(1) 建設工事保険</p> <p>保険契約者 : <u>事業者又は施工企業等</u> 保険の対象 : <u>本件工事</u> 保険期間 : <u>工事開始日を始期とし、引渡予定日を終期とする</u> 保険金額 (補償額) : <u>本件工事の工事目的物の再調達金額</u> 補償する損害 : <u>不測かつ突発的な事故(含む火災)により、工事目的物に与えた損害を填補する。</u></p> <p>(2) 第三者賠償責任保険</p> <p>保険契約者 : <u>事業者又は施工企業等</u> 保険期間 : <u>工事開始日を始期とし、引渡予定日を終期とする</u> 填補限度額 : <u>対人…1億円以上/人、10億円以上/事故</u> <u>対物…1億円以上/事故</u> 補償する損害 : <u>本件工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(応急手当、護送、緊急措置等に要した費用を含む)</u></p>

			<p>特約 : (2) 本施設の施設賠償責任保険 保険契約者 : 保険期間 : 保険金額 (補償額) : 補償する損害 : 免責金額 : 特約 : (3) 生産物賠償責任保険 保険契約者 : 保険期間 : 保険金額 (補償額) : 補償する損害 : 免責金額 : 特約 :</p>	<p>免責金額 : <u>5万円以下</u> … (略) … 2 運営・維持管理期間中の保険 (1) 運営・維持管理業務を対象とした第三者賠償責任保険 保険契約者 : <u>事業者及び事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者 (下請負人を含む)</u> 保険期間 : <u>維持管理・運営期間開始予定日を始期とし、契約終了日を終期とする (毎年度更新することでもよい。)</u> 填補限度額 : <u>対人…1億円以上/人、10億円以上/事故 対物…1億円以上/事故</u> 補償する損害 : <u>運営・維持管理業務における建設工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</u> 免責金額 : <u>5万円以下</u> (2) 本施設の施設賠償責任保険 保険契約者 : <u>市、事業者及び事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者</u> 保険期間 : <u>維持管理・運営期間開始予定日を始期とし、契約終了日を終期とする</u> 填補限度額 : <u>対人…1億円以上/人、10億円以上/事故 対物…1億円以上/事故</u> 補償する損害 : <u>本施設の所有、使用もしくは管理及び本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負</u></p>
--	--	--	--	---

				<p>担することによって被る損害</p> <p>免責金額 : 5万円以下 特約 : 交叉責任担保特約</p> <p>(3) 生産物賠償責任保険</p> <p>保険契約者 : 事業者及び事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者</p> <p>保険期間 : 維持管理・運営期間開始予定日を始期とし、契約終了日を終期とする</p> <p>填補限度額 : 対人…1億円以上/人、10億円以上/事故 対物…1億円以上/事故</p> <p>補償する損害 : 店舗における生産物により、第三者に身体障害が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を問われた場合の賠償金及び争訟費用を填補する。</p> <p>免責金額 : 1千円以下</p>
事業契約書 (案)	P62	別紙 6	<p>別紙 6 サービス購入料の金額と支払スケジュール及び支払い手続き</p> <p>… (略) …</p> <p>2. サービス購入料の支払方法等</p> <p>… (略) …</p> <p>(2) サービス購入料の支払方法</p> <p>① 改修費相当の支払方法</p> <p>市は、事業者の改修業務の実施状況を定期的にモニタリングし、2. (1) で算出された改修費相当について、サービス購入料 A 及びサービス購入料 B として支払う。</p> <p>サービス購入料 A は、各事業年度において検査に合格した出来高に応じた金額を<u>その翌年度の 4 月に支払う。</u></p> <p>… (略) …</p>	<p>別紙 6 サービス購入料の金額と支払スケジュール及び支払い手続き</p> <p>… (略) …</p> <p>2. サービス購入料の支払方法等</p> <p>… (略) …</p> <p>(2) サービス購入料の支払方法</p> <p>① 改修費相当の支払方法</p> <p>市は、事業者の改修業務の実施状況を定期的にモニタリングし、2. (1) で算出された改修費相当について、サービス購入料 A 及びサービス購入料 B として支払う。</p> <p>サービス購入料 A は、各事業年度において検査に合格した出来高に応じた金額を、<u>検査合格後、事業者から市の指定する様式の請求書にて請求を受けた日から 30 日以内に支払う。ただし、第 72 条に基づき前払金を支払った場合は、支払済みの前払金を減じた金額を支払うものとする。</u></p> <p>… (略) …</p>

事業契約書 (案)	P71	別紙 9	[施工企業等] (以下「保証人」という。) は、第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBiO) 運営維持管理事業に関連して事業者が浜松市 (以下「市」という。) との間で締結した…(略)	[施工企業] (以下「保証人」という。) は、第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBiO) 運営維持管理事業に関連して事業者が浜松市 (以下「市」という。) との間で締結した…(略)
様式集	提出書類及び作成要領	第 1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	(追加)	(第 4 号様式 (添付資料) の提出部数) 添付 1 部
様式集	提出書類及び作成要領	第 1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	【設計業務を行う者】 ・建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書類 ・令和 5・6 年度の市の入札参加資格 (建設工事関連業務委託 業種: 建築関連コンサルタント) の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請するための書類</u>	【設計業務を行う者】 ・建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書類 ・令和 5・6 年度の市の入札参加資格 (建設工事関連業務委託 業種: 建築関連コンサルタント) の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請した書類の写し (※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと)</u>
様式集	提出書類及び作成要領	第 1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	【施工業務を行う者 (改修業務統括責任者が所属する企業及び施工業務責任者が所属する企業)】 ・建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証する書類 ・参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 800 点以上であることを証する書類 ・令和 5・6 年度の市の入札参加資格 (建設工事 業種: 建築一式工事) の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請するための書類</u>	【施工業務を行う者 (改修業務統括責任者が所属する企業及び施工業務責任者が所属する企業)】 ・建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証する書類 ・参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 800 点以上であることを証する書類 ・令和 5・6 年度の市の入札参加資格 (建設工事 業種: 建築一式工事) の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請した書類の写し (※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと)</u>
様式集	提出書類及び作成要領	第 1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	【施工業務を行う者 (改修業務統括責任者が所属する企業及び施工業務責任者が所属する企業を除く)】 ・建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていることを証する書類 (業種: 建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種)	【施工業務を行う者 (改修業務統括責任者が所属する企業及び施工業務責任者が所属する企業を除く)】 ・建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていることを証する書類 (業種: 建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種)

			<ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事 業種：建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、<u>資格審査を申請するための書類</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事 業種：建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、<u>資格審査を申請した書類の写し（※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと）</u>
様式集	提出書類及び作成要領	第1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	【工事監理業務を行う者】 <ul style="list-style-type: none"> 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書類 令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事関連業務委託 業種：建築関連コンサルタント）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては<u>資格審査を申請するための書類</u> 	【工事監理業務を行う者】 <ul style="list-style-type: none"> 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書類 令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事関連業務委託 業種：建築関連コンサルタント）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては<u>資格審査を申請した書類の写し（※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと）</u>
様式集	提出書類及び作成要領	第1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	【運営業務を行う者（運営業務統括責任者が所属する企業）】 <ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度の市の入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては<u>資格審査を申請するための書類</u> 	【運営業務を行う者（運営業務統括責任者が所属する企業）】 <ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度の市の入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては<u>資格審査を申請した書類の写し（※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと）</u>
様式集	提出書類及び作成要領	第1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	【運営業務を行う者（運営業務統括責任者が所属する企業を除く）】 <ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度の市の入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては<u>資格審査を申請するための書類</u> 	【運営業務を行う者（運営業務統括責任者が所属する企業を除く）】 <ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度の市の入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては<u>資格審査を申請した書類の写し（※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと）</u>
様式集	提出書類及び作成要領	第1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	【維持管理業務を行う者（維持管理業務統括責任者が所属する企業）】 <ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度の市の入札参加資格（委託業務・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書 	【維持管理業務を行う者（維持管理業務統括責任者が所属する企業）】 <ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度の市の入札参加資格（委託業務・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書

			類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請するための書類</u>	類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請した書類の写し（※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと）</u>
様式集	提出書類及び作成要領	第1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを除く維持管理業務を行う企業（維持管理業務統括責任者が所属する企業を除く））】 ・令和5・6年度の市の入札参加資格（委託業務・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請するための書類</u>	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを除く維持管理業務を行う企業（維持管理業務統括責任者が所属する企業を除く））】 ・令和5・6年度の市の入札参加資格（委託業務・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請した書類の写し（※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと）</u>
様式集	提出書類及び作成要領	第1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む業務の責任者が所属する企業）】 ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証する書類 ・令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事 業種：建築一式工事）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請するための書類</u>	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む業務の責任者が所属する企業）】 ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証する書類 ・令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事 業種：建築一式工事）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請した書類の写し（※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと）</u>
様式集	提出書類及び作成要領	第1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む業務を行う企業（当該業務の責任者が所属する企業を除く））】 ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていることを証する書類（業種：建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種） ・令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事 業種：建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請するための書類</u>	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む業務を行う企業（当該業務の責任者が所属する企業を除く））】 ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていることを証する書類（業種：建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種） ・令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事 業種：建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請した書類の写し（※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと）</u>

様式集	提出書類及び作成要領	第1 提出書類 1. 入札参加資格審査申請時の提出書類	(追加)	(第5号様式及び第6号様式の提出部数) 正本1部 副本1部
様式集	提出書類及び作成要領	第2 提出書類の作成・提出要領 5 提案書	(7) 提案書には、各ページの下中央に通し番号(1/●～●/●)をふり、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された提案受付番号を右下欄に記入すること。	(7) 提案書には、 <u>号ごとに</u> 各ページの下中央に通し番号(1/●～●/●)をふり、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された提案受付番号を右下欄に記入すること。
様式集	第4号様式	6 添付書類	【設計業務を行う者】 <input type="checkbox"/> 令和5・6年度の市の入札参加資格(建設工事関連業務委託 業種:建築関連コンサルタント)の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請するための書類</u>	【設計業務を行う者】 <input type="checkbox"/> 令和5・6年度の市の入札参加資格(建設工事関連業務委託 業種:建築関連コンサルタント)の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請した書類の写し(※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと)</u>
様式集	第4号様式	6 添付書類	【施工業務を行う者(改修業務統括責任者が所属する企業及び施工業務責任者が所属する企業)】 <input type="checkbox"/> 令和5・6年度の市の入札参加資格(建設工事 業種:建築一式工事)の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請するための書類</u>	【施工業務を行う者(改修業務統括責任者が所属する企業及び施工業務責任者が所属する企業)】 <input type="checkbox"/> 令和5・6年度の市の入札参加資格(建設工事 業種:建築一式工事)の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請した書類の写し(※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと)</u>
様式集	第4号様式	6 添付書類	【施工業務を行う者(改修業務統括責任者が所属する企業及び施工業務責任者が所属する企業を除く)】 <input type="checkbox"/> 令和5・6年度の市の入札参加資格(建設工事 業種:建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種)の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請するための書類</u>	【施工業務を行う者(改修業務統括責任者が所属する企業及び施工業務責任者が所属する企業を除く)】 <input type="checkbox"/> 令和5・6年度の市の入札参加資格(建設工事 業種:建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種)の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請した書類の写し(※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと)</u>
様式集	第4号様式	6 添付書類	【工事監理業務を行う者】 <input type="checkbox"/> 令和5・6年度の市の入札参加資格(建設工事関連業務委託 業種:建築関連コンサルタント)	【工事監理業務を行う者】 <input type="checkbox"/> 令和5・6年度の市の入札参加資格(建設工事関連業務委託 業種:建築関連コンサルタント)

			の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請するための書類</u>	の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請した書類の写し</u> (※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと)
様式集	第4号様式	6 添付書類	【運營業務を行う者（運營業務統括責任者が所属する企業）】 □ 令和5・6年度の市の入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請するための書類</u>	【運營業務を行う者（運營業務統括責任者が所属する企業）】 □ 令和5・6年度の市の入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請した書類の写し</u> (※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと)
様式集	第4号様式	6 添付書類	【運營業務を行う者（運營業務統括責任者が所属する企業を除く）】 □ 令和5・6年度の市の入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請するための書類</u>	【運營業務を行う者（運營業務統括責任者が所属する企業を除く）】 □ 令和5・6年度の市の入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請した書類の写し</u> (※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと)
様式集	第4号様式	6 添付書類	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを除く維持管理業務を行う企業（維持管理業務統括責任者が所属する企業を除く））】 □ 令和5・6年度の市の入札参加資格（委託業務・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請するための書類</u>	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを除く維持管理業務を行う企業（維持管理業務統括責任者が所属する企業を除く））】 □ 令和5・6年度の市の入札参加資格（委託業務・賃貸借 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては <u>資格審査を申請した書類の写し</u> (※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと)
様式集	第4号様式	6 添付書類	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む業務の責任者が所属する企業）】 □ 令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事 業種：建築一式工事）の登録がされている者で	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む業務の責任者が所属する企業）】 □ 令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事 業種：建築一式工事）の登録がされている者で

			あることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請するための書類</u>	あることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請した書類の写し（※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと）</u>
様式集	第4号様式	6 添付書類	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む業務を行う企業（当該業務の責任者が所属する企業を除く））】 □ 令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事業種：建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請するための書類</u>	【維持管理業務を行う者（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む業務を行う企業（当該業務の責任者が所属する企業を除く））】 □ 令和5・6年度の市の入札参加資格（建設工事業種：建築一式工事、または電気工事、管工事等、実施する工事種別に応じた適切な業種）の登録がされている者であることを証明する書類。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、 <u>資格審査を申請した書類の写し（※正式の申請書は財務部調達課に提出のこと）</u>
様式集	第12号様式	実施方針及び体制に関する提案書	※入札提案に係るすべての書類のページ右下に、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載されている <u>受付グループ名</u> を付すこと。	※入札提案に係るすべての書類のページ右下に、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載されている <u>提案受付番号</u> を付すこと。
様式集	第13号様式	改修業務に関する提案書	※入札提案に係るすべての書類のページ右下に、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載されている <u>受付グループ名</u> を付すこと。	※入札提案に係るすべての書類のページ右下に、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載されている <u>提案受付番号</u> を付すこと。
様式集	第14号様式	運營業務に関する提案書	※入札提案に係るすべての書類のページ右下に、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載されている <u>受付グループ名</u> を付すこと。	※入札提案に係るすべての書類のページ右下に、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載されている <u>提案受付番号</u> を付すこと。
様式集	第15号様式	維持管理業務に関する提案書	※入札提案に係るすべての書類のページ右下に、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載されている <u>受付グループ名</u> を付すこと。	※入札提案に係るすべての書類のページ右下に、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載されている <u>提案受付番号</u> を付すこと。
様式集	第16号様式	事業計画に関する提案書	※入札提案に係るすべての書類のページ右下に、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載されている <u>受付グループ名</u> を付すこと。	※入札提案に係るすべての書類のページ右下に、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載されている <u>提案受付番号</u> を付すこと。